

第9章 レバノン共和国

レバノン共和国憲法

第1部：基本規定

憲法前文（1991年9月11日改正）

- A. レバノンは主権国であり、自由を有する独立国である。レバノンは、この憲法で定められる国境、または国際的に承認された国境の中で、全国民の最終的な祖国であり、不可分の領土、国民、諸制度を有する。
- B. レバノンのアイデンティティはアラブに帰属し、レバノンはアラブの一部である。レバノンはアラブ諸国連盟の原加盟国であり、その協定に拘束される。同じく、レバノンは国際連合の原加盟国であり、その協定と世界人権宣言に拘束される。国家は例外なく、その原則をすべての分野と領域において具体的に体现する。
- C. レバノンは議会制民主主義の共和国であり、言論の自由と信条の自由をはじめとする基本的人権に立脚し、社会正義、そして差別や特権付与なく、全国民が有する権利と義務の平等を原則とする。
- D. 国民は権力の源泉かつ権威の保持者であり、憲法の諸制度を通じて行使する。
- E. 政治体制は三権の分立、そしてその均衡と協力に基づくものである。
- F. 経済体制は自由主義経済で、個人の経済的自由と私有財産を保障する。
- G. 地方の文化的・社会的・経済的な均衡発展は、国家統一と国家体制安定の基本的な礎となるものである。
- H. 宗派制度の廃絶は国の基本的目標であり、段階的な計画に従って達成の努力をしなくてはならない。
- I. レバノン国土は全レバノン人のための不可分の領土である。レバノン人は、その国土のいかなる場所にも法律の保護下に居住できる。レバノン国民は、出自によるいかなる差別も受けず、また国土の分離・分割・独占は認められない。
- J. 共存の原理を否定するいかなる権力も、その合法性を認められない。

第1章：国家とその領土

第1条（1943年11月9日改正）

レバノンは独立国家であり、不可分の統一性と完全な主権を有する。国境は現在、次のように確定されている。すなわち：

北：ナフル・アル＝カビール川河口からその河川に沿い、ジスル・アル＝カマルの高

地にあるその河川の支流ワーディー・カーリドの合流地点までの線。

東：ワーディー・カーリド谷とワーディー・ナフル・アル＝アーシー谷（アウルーント）の間を走る稜線はムアイッサラ村、アルバーナ村、ハイト＝イッビシュ＝ファユッサーン村を経て、バリーファー村とマトラバー村まで到る。さらに、この線は北に向かってはブアルバク郡の北の境界に沿って北東へ、また南に向かってはブアルバク郡、ビカア郡、ハシビヤー郡、ラシャヤー郡の東の境界に沿って南東へ走る。

南：現在スール郡とマルジャアユーン郡の南の境界。

西：地中海

第2条

レバノンの領土は譲渡、または割譲することはできない。

第3条

地方区分の境界は法律によらなければ、これを変更することができない。

第4条

大レバノンは共和国であり、その首都はベイルートである。

第5条（1943年12月7日改正）

レバノンの国旗は、赤・白・赤の水平方向の条から成る。緑色のレバノン杉を白条の中心に配する。白条は両赤条と同じ縦幅である。杉は白条の中心にあり、その先端は上の赤条に、その基部は下の赤条に接する。杉の横幅は白条の横幅3分の1である。

第2章：レバノン国民、その権利と義務

第6条

レバノン国籍の取得、またその保持及び喪失は法律によって定められる。

第7条

すべてのレバノン国民は法の前に平等であり、市民的及び政治的な権利を平等に保有し、いかなる区別もなく公的な責任と義務を負う。

第8条

自体の自由は保障され、かつ法律により保護される。法律によることなく、何人も逮捕及び拘留されてはならない。法律によることなく、犯罪、または刑罰は定められてはならない。

第9条

良心の自由は絶対である。国家は全知全能の神に感謝し、すべての宗教及び宗派を尊重

する。公共の秩序を妨害しない限りにおいて、国家の保護の下に、あらゆる信仰の宗教儀礼およびそれを自由に実践する権利を保障する。

第10条

教育は、公序良俗、および各宗教及び各宗派の尊厳を侵してはならない。各宗派が自らの私立学校を設立する権利は否定されないが、国家の定める教育制度に従わなくてはならない。

第11条（1943年11月9日改正）

アラビア語は公用語である。フランス語が使用される場合は、法律によって定められる。

第12条

すべてレバノン国民は法律の定める条件に従い、能力と適性に基づく場合以外には差別を受けることなく、公職に就任することができる。また、所属する官庁によって、特別法に従い諸権利が定められる。

第13条

思想及び著作の自由、出版の自由、集会の自由、結社の自由はすべて法律の定めるところにより保護される。

第14条

住居は不可侵である。何人も法律で定める場合と方法によることなく、住居に立ち入ることはできない。

第15条

所有権は法律により保護される。何人の財産も、公共の福祉を目的とし、法律の定めるところに従い、事前に正当な補償がなされる場合を除いては、奪われることはない。

第2部：権力

第1章 一般規定

第16条（1927年10月17日改正）

立法権は単一の立法府、すなわち国会に与えられる。

第17条（1990年9月21日改正）

行政権は内閣に与えられ、本憲法に従って行使する。

第18条（1927年10月17日と1990年9月21日改正）

国会議員と内閣は法律の提出権を有する。国会が可決しない法律は施行されない。

第 19 条 (1927 年 10 月 17 日と 1990 年 9 月 21 日改正)

法律の合憲性および大統領選挙と国会選挙に関連する問題を審査するために、憲法評議会が設けられる。大統領、国会議長、首相、10 人の国会議員は、法律の合憲性に関して、憲法評議会に対する審査請求権を持つ。また、個人の社会的身分、信仰の自由、宗教実践の自由、宗教教育の自由に関する法律について、法的に認められた宗教共同体の指導者も審査請求権を有する。憲法評議会の組織、機能、構成、審査請求は、法律により定められる。

第 20 条

司法権は、異なる審級及び管轄権を持つ裁判所により行使される。法律の定めるところにおいて行使され、裁判官と訴訟人に対して必要な保護が与えられる。裁判において与えられる保護とその適用範囲は、法律により定められる。裁判官は、独立してその職務を遂行する。すべての裁判所の決定及び判決はレバノン国民の名においてなされ、執行される。

第 21 条

21 歳に達したすべてのレバノン国民は選挙法で定める要件を満たしている限り、選挙権を有する。

第 2 章：立法権

第 22 条 (1927 年 10 月 17 日の法律で廃止、1990 年 9 月 21 の法律で復活)

宗派制度に基づかない最初の全国選挙を実施した後初めて、[現行の国会の他に]すべての宗教共同体を代表する上院が設置される。その権限は、最重要問題に限定される。

第 23 条 (1927 年 10 月 17 の法律に廃止)

第 24 条 (1927 年 10 月 17 日の法律、1943 年 3 月 18 日の法令、1947 年 1 月 21 日の法律、と 1990 年 9 月 21 日の法律に改正)

国会は、選挙法に従い実施された選挙において選出された国会議員により構成される。宗派制度に拘束されない法律が施行されるまで、国会の議席は次のように配分される：

1. ムスリムとキリスト教徒の間で
2. ムスリムとキリスト教徒それぞれにおける宗派によって、比例代表的に
3. 地方によって、比例代表的に

例外的に一度に限り、現在空席の国会議席、および選挙法で新たに設けられた国会議席について、祖国統一政府の 3 分の 2 の多数によって、任命する。これは、国民協約に従い、キリスト教徒とムスリムを平等にするためである。細則は、選挙法により定められ

る。

第 25 条（1943 年 12 月 7 日の法律で改正）

国会の解散にあたっては、解散の布告とともに、選挙の告示を行わなければならない。

選挙は第 24 条の規定により 3 ヶ月に以内に実施されなければならない。

第 3 章：一般原則

第 26 条（1927 年 10 月 17 日の法律で改正）

政府及び国会はペイルートに設置する。

第 27 条（1927 年 10 月 17 日の法律と 1947 年 1 月 21 日で改正）

国会議員は全国民を代表する。選挙人は、その国会議員に対して、いかなる制約や条件も課してはならない。

第 28 条（1927 年 10 月 17 日の法律と 1929 年 5 月 8 日で改正）

国会議員は、大臣の職責を担うことができる。国会議員もしくは国会議員以外から大臣を選任することができる。

第 29 条（1927 年 10 月 17 日の法律で改正）

国会議員の欠格事由は法律により定められる。

第 30 条（1993 年 7 月 14 日廃止）

第 31 条（1927 年 10 月 17 日の法律）

法律で定められる会期以外におけるいかなる国会召集も違法であり、かつ無効である。

第 32 条（1927 年 10 月 17 日の法律）

国会は毎年 2 回通常議会を召集する。第 1 回目の通常議会は 3 月 15 日以降の最初の火曜日に開会し、5 月末日に閉会する。第 2 回目の通常議会は 10 月 15 日以降の最初の火曜日に開会し、まず予算の審議と承認が行われ、その年の末日まで継続する。

第 33 条（1927 年 10 月 17 日の法律と 1990 年 9 月 21 日の法律に改正）

通常議会は第 32 条で定められる日程に従い、開会及び閉会する。共和国大統領は首相と合意の上、国会の臨時議会を法令で召集することができる。その法令は臨時議会の開会と閉会の日程、およびその予定を定めなければならない。共和国大統領は、全国会議員の絶対多数が召集を要求すれば、国会を召集しなければならない。

第 34 条（1927 年 10 月 17 日の法律に改正）

国会は法定議員数の出席がなければ、成立しない。票決は投票の過半数で決する。可否同数の場合には、当該議案は否決される。

第 35 条 (1927 年 10 月 17 日の法律に改正)

国会は公開とする。ただし、政府もしくは 5 人の国会議員の要求によって、非公開で召集される。その後、当該議案について、公開の有無を決定する。

第 36 条

票決は選挙の場合を除き、口頭または起立で行う。選挙は秘密投票による。すべての法案に関する議事、および信任に関する議事においては、票決は常に議員の口頭による賛否表明によって行われる。

第 37 条 (1927 年 10 月 17 日の法律と 1929 年 5 月 8 日の法律に改正)

議員は、通常議会および臨時議会を通じて、不信任案を提出する権限を絶対的に有する。この不信任案は国会事務局に提出され、関係大臣に通知された後、少なくとも 5 日間はこの案を審議しなければならず、この期間は票決に付してはならない。

第 38 条 (1927 年 10 月 17 日の法律に改正)

国会で否決された法案は、同一会期中には再度提出することはできない。

第 39 条 (1927 年 10 月 17 日の法律に改正)

いかなる国会議員も、その任期中になした意見および思想のゆえに処罰されることはない。

第 40 条 (1927 年 10 月 17 日の法律に改正)

いかなる国会議員も、現行犯として逮捕される場合を除いて、会期中に国会の許諾がなければ、刑事犯罪のゆえに処罰または逮捕されることはない。

第 41 条 (1927 年 10 月 17 日の法律、1943 年 3 月 18 日の法律、1947 年 1 月 21 日の法律で改正)

国会議席に欠員がある場合は、2 カ月以内に補欠選挙が実施される。新たに選出された議員の任期は、前任者の任期に相当する。議員の任期が 6 ヶ月以内に満了する場合には、補欠選挙は実施されない。

第 42 条 (1927 年 10 月 17 日の法律、1943 年 3 月 18 日の法律、1947 年 1 月 21 日の法律で改正)

任期満了に伴う国会選挙は、任期満了前の 6 ヶ月以内実施される。

第 43 条 (1927 年 10 月 17 日の法律に改正)

国会は、内部規定を定める。

第 44 条 (1927 年 10 月 17 日の法律、1947 年 1 月 21 日の法律、1990 年 9 月 21 日の法律で改正)

国会は毎選挙後に、最年長議員の主宰と 2 名の最若年議員の書記の下に、召集される。

秘密投票による絶対多数によって、議員任期間の議長と副議長を各々選出する。第 3 回目の投票では、投票総数の過半数によって選出される。なお、得票数が同数である場合には、年長者が選出される。

国会は毎選挙後、および毎年 10 月の開会時に、2 名の書記を秘密投票により本条第 1 節の定めるところに従い、絶対多数によって選出する。

国会は、議長および副議長選出 2 年後の開会時に、一度に限り、議長もしくは副議長を不信任とすることができる。それは、国会議員 10 人以上の請願により提出され、議員総数 3 分の 2 以上の多数により可決される。この際には、早急に当該空席を補充するために国会を召集しなければならない。

第 45 条 (1927 年 10 月 17 日の法律に改正)

国会議員は議会に出席することなく投票を行う権利を持たない。また、代理人による投票はできない。

第 46 条 (1927 年 10 月 17 日の法律に改正)

国会は、議長を通じて、国会内の秩序を維持する権利を有する。

第 47 条 (1927 年 10 月 17 日の法律に改正)

国会に対する請願は、文書によってのみ提出できる。請願は、議場における口頭または強要で行うことはできない。

第 48 条 (1927 年 10 月 17 日の法律に改正)

国会議員の報酬は法律で定められる。

第 4 章：行政権

1：共和国大統領

第 49 条 (1927 年 10 月 17 日の法律、1929 年 5 月 8 日の法律、1947 年 1 月 21 日の法律、1990 年 9 月 21 日の法律で改正)

共和国大統領は国家の長であり、祖国統一の象徴である。共和国大統領は憲法の尊重を保護し、憲法の定めるところに従い、レバノンの独立、およびその国土の統一と不可分を維持する。共和国大統領は最高防衛会議を主宰し、軍の最高司令官である。また、軍は内閣の権威に服する。

共和国大統領は国会における秘密投票により、第 1 回投票で 3 分の 2 以上の多数によっ

て選出される。その後の投票では、絶対多数によって選出される。大統領の任期は 6 年であり、任期満了後、6 年後に改めて選出されることができる。国会議員の被選挙権の要件を満たさない場合、および候補者たりうる資質がない場合には、共和国大統領に選出されることはない。

裁判官、第 1 級公務員、行政機関・公共機関・すべての公法においてそれに相当する者を、在職中に、もしくは辞職・実質的な離職・定年退職から 2 年以内に、大統領に選出することはできない。

第 50 条

共和国大統領は就任の際に、国会において、国民及び憲法に対して、次の忠誠の宣誓を行う：

「全能なる神の名において、レバノン国民の憲法と法律を遵守し、レバノン国家の独立、およびその国土の不可分を維持する。」

第 51 条（1927 年 10 月 17 日の法律、1990 年 9 月 21 日の法律で改正）

共和国大統領は、国会が法案を可決した後に、それを憲法に定められる期間内に公布し、その公示を求める。なお、その法律を修正すること、およびその規定から何人をも免除することはできない。

第 52 条（1927 年 10 月 17 日の法律、1943 年 11 月 9 日の法律、1990 年 9 月 21 日の法律で改正）

共和国大統領は、首相との同意の下で、国際条約について交渉する。締結された条約は、内閣の了承を得て、初めて批准される。国益および国家の安全により許される限りにおいて、これを国会に提出する。なお、国家の財政および通商に関する条約、また毎年召集される国会において無効とすることができない条約は、国会の承認によってのみ批准される。

第 53 条（1927 年 10 月 17 日の法律、1943 年 11 月 9 日の法律、1990 年 9 月 21 日の法律で改正）

1. 共和国大統領は必要に応じて、内閣を主宰する。ただし、大統領は閣議における投票には参加できない。
2. 共和国大統領は、国会議長との協議によって、国会での諮問とその公式の結果に基づき、首相を任命する。
3. 共和国大統領のみが、首相を任命する法令を公布する。
4. 首相との同意に基づいて、組閣時における大臣任命の法令、大臣の辞任を承認する

法令、およびその罷免の法令を公布する。

5. 大統領のみが、内閣の辞任に関する法令、またその辞任を承認する法令を公布する。
6. 内閣から提出された法案を国会に送付する。
7. 大使に信任状を付与し、また外国の大使の信任状を認証する。
8. 公の儀式を主宰し、また法令により勲章を授与する。
9. 法令により恩赦を与える。なお、大赦は法律によってのみ与える。
10. 必要に応じて、国会に教書を送付する。
11. 議事事項にない重要事項を内閣に提出する。
12. 必要に応じて、首相との同意により、臨時閣議を召集する。

第 54 条（1990 年 9 月 21 日の法律で改正）

共和国大統領の決定は、首相任命の法令、内閣辞職承認または辞任認定の法令を除いて、首相と関係大臣によって副署される。

法律の公布に関する法令は、首相によって副署される。

第 55 条（1927 年 10 月 17 日の法律、1929 年 5 月 8 日の法律、1990 年 9 月 21 日の法律で改正）

共和国大統領は、本憲法の 65 条および 77 条に定められる場合においては、任期満了前に内閣に国会の解散を要求することができる。内閣がこの要求に同意し、国会の解散を決定すれば、共和国大統領は国会解散の法令を公布する。この際には、選挙人団は憲法の 25 条の規定により集合し、新しく選出された国会議員は選挙結果公表後 15 日以内に召集される。

国会事務局は、新国会選挙まで事務管理を行う。

25 条に定められる期間内に選挙が行わなかった場合においては、解散の法令は無効とされ、憲法の定めるところにより国会はその権力を行使しつづける。

第 56 条（1927 年 10 月 17 日の法律、1990 年 9 月 21 日の法律で改正）

共和国大統領は、最終的に可決された法律を、政府に送付された 1 ヶ月以内に公布し、その公示を求める。なお、国会が投票により至急の公布を要すると決定した法律は、5 日間以内に公布し、その公示を求める必要がある。

また、共和国大統領は法令を公布し、その公示を求める。共和国大統領は、内閣が行った決議の再審議を、自らに送付された後の 15 日以内に求める権限を有する。内閣がその決議を再度主張する場合、もしくは法令が公布されずに、または再審議の要求が行われずに上に定める期限を超過した場合には、その決議や法令は発効し、その公示が必要と

なる。

第 57 条（1927 年 10 月 17 日の法律、1990 年 9 月 21 日の法律で改正）

共和国大統領は、内閣へ通知後、公布のために定められた期間内に、一度に限り国会に対して法律の再審議を求める権限を有する。この要求は、拒否されることはない。共和国大統領がこの権限を行使する場合には、当該法律の再審議後に国会により法定議員数の絶対多数で可決されれば、これを公布する義務を負う。法律が公布または再審議されずに期限を超過した場合には、法律は発効し、その公示が必要となる。

第 58 条（1927 年 10 月 17 日の法律、1990 年 9 月 21 日の法律で改正）

内閣が国会送付法令に基づき至急とした法案について、国会に送付された後 40 日以内に、国会が審議しない場合には、国会議事事項に追加され、読み上げられた後に、共和国大統領はその法案を公布することができる。

第 59 条（1927 年 10 月 17 日の法律で改正）

共和国大統領は、1 ヶ月を超えない期間内において、国会開催を延期することができる。なお、同一会期中に再度開催を延期することはできない。

第 60 条（1947 年 1 月 21 日の法律で改正）

共和国大統領は、違憲行為、もしくは重大なる反逆行為によってのみ、自己の役職について行為責任を負う。

一般の違法行為については、その法律の定めるところに従う。なお、共和国大統領は前述の違法行為、違憲行為、重大なる反逆行為においては、国会の全議員 3 分の 2 以上の多数による可決によってのみ、弾劾されうる。[この場合には、] 第 80 条に定められる高等法院により裁判を受ける。高等法院における検察官の職務は、高等法院総会で指名された裁判官により遂行される。

第 61 条

共和国大統領が弾劾を受ける場合には、その職務を停止し、大統領の役職は、高等法院が判決を下すまで空席となる。

第 62 条（1990 年 9 月 21 日の法律で改正）

いかなる事由においても、共和国大統領の役職が空席となる場合には、共和国大統領の有する権限は委任によって内閣により一時的に行使される。

第 63 条

共和国大統領の報酬は法律により定められ、任期期間中にその減額、またはその増額を行うことはできない。

2：首相

第 64 条（1990 年 9 月 21 日の法律で改正）

内閣の長は首相である。内閣を代表し、その権威の名の下に発言し、内閣が定める政策の施行の責任を負う。次の権限を行使する：

1. 内閣の長をつとめる。また、最高防衛会議の副議長の権限を有する。
2. 組閣のために国会と協議を行い、組閣法令を共和国大統領と共に副署する。組閣法令の 30 日以内に、内閣は国会に施政方針を提出し、その信任を得なければならない。信任をされる以前には、また辞任後および辞任承認後には、事務管理の限られた職務を除いて、内閣は権限を行使できない。
3. 国会において、内閣の一般政策を報告する。
4. 共和国大統領と共に、自らを首相に任命する法令、内閣の辞任および辞任承認する法令を除いて、すべての法令に副署する。
5. 特別国会を開会する法令、法律を公布する法令、および法律の再審査請求に署名する。
6. 閣議を召集し、議事事項を作成する。その前に共和国大統領に対し、閣議における議事事項、および至急審議される議事事項を通知する。
7. 行政機関、公共機関を監督する。大臣間の調整を行い、職務遂行の促進のため、全般的な指導を行う。
8. 関係大臣出席の下で、国家の関連機関と協議を行う。

3：内閣

第 65 条（1990 年 9 月 21 日の法律で改正）

内閣は行政権を有する。軍隊は内閣に属する。なお、行政権は次のものを含む：

1. すべての分野で国家の政策を決定する。法案、組織制度に関する法令を作成し、およびその施行に必要な決定を行う。
2. 法案および法令の施行を監視し、国家における全ての公共機関、すなわち民政・軍事・治安に関わる行政機関を監督する。
3. 法律の定めるところに従い、国家公務員の任命・罷免・辞任を承認する。
4. 共和国大統領の要求に従って、やむをえざる理由がなく、1 ヶ月以上にわたって、通常議会の会期内に、または 2 回の連続する臨時議会の会期内に国会が召集されない場合に、もしくは政府を麻痺状態にすることを目的に国会が予算案を拒絶する場合に、国会を解散する。この権限は、1 回目の国会解散と同じ理由によっては、

再度行使をすることはできない。

5. 内閣は定期的に、特別に定められた場所に集まる。共和国大統領が参加する場合には、大統領がこれを主宰する。法律により定められる閣議の定員数は、3分の2である。決定は合意により行う。口頭による合意が不可能である場合には、出席者による投票の過半数により決する。最重要問題は、組閣法令で指名された大臣の3分の2の賛成を得なければならない。最重要問題として考えられるのは、次のものである：
6. 憲法改正、非常事態の宣言またはその終了、戦争および平和、総動員令、国際合意および条約、毎年の国家予算案、包括的かつ長期間におよぶ開発計画、第1級公務員もしくはそれに相当する者の任命、地方区分の再編、国会の解散、選挙法、国籍法、家族法、大臣の免職。

第66条（1990年9月21日の法律、1927年10月17日の法律で改正）

レバノン人のみが大臣となることができる。また、国会議員の被選挙権の要件を満たす者のみが、大臣となることができる。

大臣は国家機関を監督し、自らの公務にかかわる全ての事項について、特別規則および法律を施行する責任を有する。

大臣は国会に対して、政府の政策全般に対する共同責任を負い、個人的な行為に対しては自らが責任を負う。

第67条（1927年10月17日の法律で改正）

大臣は希望により、国会に出席することができる。自らの要求によって、発言を行う権利を有する。大臣は、担当省の職員から援助を受ける権利を有する。

第68条（1927年10月17日の法律で改正）

国会が、第37条の定めるところに従い、大臣の不信任案を可決した場合には、大臣は辞任しなければならない。

第69条（1990年9月21日の法律、1927年10月17日の法律、1929年5月8日の法律で改正）

1. 次の場合には、内閣は辞任したものと見なされる：
 - 1) 首相が辞任する場合。
 - 2) 組閣法令で定められた大臣数の3分の1を超える大臣が辞任した場合。
 - 3) 首相の死亡時。
 - 4) 共和国大統領の任期開始時。

- 5) 国会の任期開始時。
 - 6) 国会もしくは内閣による不信任案提出によって、不信任案を可決された場合。
2. 内閣の 3 分の 2 以上の大臣の承認の下、大統領および首相が署名した法令により、大臣は罷免される。
 3. 内閣が辞任、もしくはその辞任が承認される場合には、法律の定めるところに従い、臨時国会が召集される。臨時国会は、新内閣が組閣され、国会の信任を得るまで開会される。

第 70 条 (1990 年 9 月 21 日の法律で改正)

国会は、首相および大臣を重大なる反逆行為、もしくは職務に対する重大な怠慢により、弾劾を行うことができる。弾劾の決定は、総議員の 3 分の 2 以上の多数で行わなければならない。首相および内閣の法的な状況の状態に応じて、特別法が定められる。

第 71 条 (1990 年 9 月 21 日の法律で改正)

弾劾された首相および大臣は、高等法院により裁判を受ける。

第 72 条 (1990 年 9 月 21 日の法律で改正)

首相および大臣についての弾劾が決定された場合には、速やかに公職を辞任する。辞任によって、起訴もしくは訴訟手続きが停止することはない。

第 3 部

A. 共和国大統領の選出

第 73 条 (1927 年 10 月 17 日の法律、1948 年 5 月 22 日の法律、1976 年 4 月 24 日の法律で改正)

共和国大統領の任期が満了するまでの少なくとも 1 ヶ月から最大 2 ヶ月以内に、国会は議長召集により、新大統領を選出するために開会する。新大統領を選出するために国会が召集されない場合には、大統領の任期が満了する 10 日前に、法律の定めるところに従い、召集されるものとする。

第 74 条 (1927 年 10 月 17 日の法律で改正)

大統領職が死亡、辞任、もしくはその他の事由により空席となった場合には、法律の定めるところに従い、直ちに国会は新大統領を選出するために召集される。国会が解散された際に、大統領職が空席の場合には、遅滞なく選挙人団が召集される。選挙実施後直ちに、法律の定めるところに従い、国会が召集される。

第 75 条 (1927 年 10 月 17 日の法律で改正)

共和国大統領を選出するために召集された国会は、審議のための国会ではなく、選挙人団を組織するためのものである。速やかに、審議およびその他の行為を行うことなく、国家元首の選出を開始する。

B. 憲法改正

第 76 条 (1927 年 10 月 17 日の法律で改正)

憲法は、共和国大統領の提案により改正することが可能である。この場合には、内閣は国会に改正案を提出する。

第 77 条 (1927 年 10 月 17 日の法律、1990 年 9 月 21 日の法律で改正)

憲法は国会の要求により改正することが可能である。この場合には、改正は次のように行う：

国会は、通常国会において、議員 10 人の提案により、法定総議員の 3 分の 2 以上の多数によって、憲法改正の提案が可能である。

改正に関係する条項および問題は、明確に指定および限定されなければならない。国会議長は、この提案を内閣に通知し、これに関する憲法改正案の作成を要求する。内閣が国会の提案を 3 分の 2 以上の多数で承認した場合には、これに関する憲法改正案を作成し、4 ヶ月以内にこれを国会に提出する。内閣が国会提案に対して同意しない場合には、再審議のために国会へ差し戻す。国会が法定議員数の 4 分の 3 以上の多数で当該提案を支持した場合には、共和国大統領は、国会の要求に従うか、または内閣に国会の解散を要求するかのいずれかを選択することができる。新選挙は、3 ヶ月以内に実施される。新たに選出された国会が改正の必要を決議した場合には、内閣は国会の提案に従い、4 ヶ月以内に憲法改正案を提出しなければならない。

C. 国会手続き

第 78 条 (1927 年 10 月 17 日の法律)

国会へ憲法改正に関する法案が提出された場合には、国会は、その法案の最終的な票決まで、他の議事を審議してはならない。国会は、提出された憲法改正案において提示・提議された条文および問題に限り、これを審議し、投票することができる。

第 79 条 (1927 年 10 月 17 日の法律、1990 年 9 月 21 日の法律で改正)

国会へ憲法改正に関する法案が提出された場合には、国会は、法定議員数の 3 分の 2 以上の多数が出席しなければ、これを審議し、票決に付すことができない。票決は、法定議員数の 3 分の 2 以上の多数により決する。

共和国大統領は、通常法律が公布されるのと同じ条件および形式に従い、憲法改正に関する法律を公布しなければならない。共和国大統領は、公布のために定められた期間内に、内閣との協議の後、国会に憲法改正案の再審議を要求することができる。その場合における票決は、3分の2以上の多数決によるものとする。

第4部：雑則

1. 高等法院

第80条（1927年10月17日、1990年9月21日改正）

大統領および大臣を裁判するための高等法院は、国会が選ぶ7人の議員、そして同じ地位の場合には先任順で選ばれる8人の最高位のレバノン人裁判官をもって組織される。高等法院は、最高位の裁判官の主宰の下に召集される。高等法院による有罪判決は、10票の投票多数によってなされる。高等法院における手続きは、法律により定められる。

2. 財政

第81条（1947年1月21日の法律で改正）

租税は、公共の福祉に供される。租税は、レバノン共和国において例外なく全領土に適用される画一的な法律によってのみ課される。

第82条

租税は、法律によらなければ、改正、または廃止することはできない。

第83条

内閣は、毎年度10月会期の最初に、翌年度の歳入および支出の一般予算額を国会に提出する。予算は、条項ごとに票決に付される。

第84条（1927年10月17日改正）

国会は、予算に関する審議および臨時借入金の借入れのための法案の審議中には、修正または別の法案の提出によって、予算またはその法案において提示された借入金額を増額することはできない。ただし、この審議が終了した後は、国会は、新たに支出を伴う法律を可決することができる。

第85条（1927年10月17日、1947年1月21日、1990年9月21日改正）

臨時借入は、特別法によらなければならない。ただし、予見されなかった事情により、緊急の支出が必要になった場合には、共和国大統領は、内閣との同意によって、臨時または追加の借入を行い、既存の借入金額に変更を加えることができる。この借入は、予

算案に定められる金額を超えてはならない。この措置は、次の国会会期に承認を求めるために国会へ提出される。

第 86 条 (1927 年 10 月 17 日、1990 年 9 月 21 日改正)

国会が、予算審議にあてられた会期中に、予算案を最終的に議決しなかった場合には、共和国大統領は、首相との同意により、直ちに臨時国会を召集する。この臨時国会は、予算審議を継続するため、1 月末日まで開会する。この臨時国会の終了までに、予算案が最終的に議決されなかった場合には、内閣は予算執行を決定し、これに基づいて共和国大統領は法令を公布し、予算を国会に提出された予算案で執行する。内閣は、予算案を予算会期開始前の少なくとも 15 日前までに国会に提出しない限り、前項の権限を行使することはできない。

ただし、臨時国会会期中は、租税、料金、関税、その他の収入は、従来どおりに徴収される。当年度予算は前年度予算に基づくものとする。前年度予算に対して、継続的に増加する支出についてはその増額分が追加され、継続的に減少する支出についてはその減額分が削減される。政府は、暫定的に予算の 12 分の 1 を基準として、1 ヶ月の支出を定める。

第 87 条 (1927 年 10 月 17 日)

終了した財政年度の決算は、国会に提出され、次の財政年度の予算の公布前に承認を得る。そして、会計検査院設置のための特別法が定められる。

第 88 条

法律によらなければ、公債を発行してはならず、国庫からの支出を伴う契約を結んではならない。

第 89 条

法律の定めるところに従い、期間を定めなければ、国内における天然資源の開発または公共事業の許可および独占権を与えることはできない。

第 5 部：委任権および国際連盟に関する規定

第 90 条 (1943 年 11 月 9 日廃止)

第 91 条 (1943 年 11 月 9 日廃止)

第 92 条 (1943 年 11 月 9 日廃止)

第 93 条 (1947 年 1 月 21 日廃止)

第94条 (1943年11月9日廃止)

第95条 (1943年11月9日、1990年9月21日改正)

ムスリムとキリスト教徒の平等に基づいて選挙された国会は、政治的な宗派制度の廃絶の実現するために、移行計画に従って、必要な手段を講じなければならない。そのために、国家委員会が設立される。共和国大統領がこれを主宰し、国会議長および首相の他に、政治的、思想的、社会的な重要人物を含む。

この委員会の目標は、宗派制度を確実に廃絶する手段の研究および提案であり、国会および内閣に法案を提出し、移行計画を継続的に実行する。

移行期の間：

1. 宗派共同体は、組閣において等しく代表される。
2. 宗派共同体による規則は廃絶される。国民和解の要請に従い、公職、裁判官、軍隊・公安機関、公共機関および官民混合機関において、専門性および能力の原則がその代わりとなる。ただし、第1級公務員もしくはこれに相当する者はこの限りではない。その公職はキリスト教徒およびムスリムのあいだで平等に分配され、特定の公職をいずれかの宗派に留保することなく、専門性および能力の原則に従う。

第96条 (1947年1月21日廃止)

第97条 (1947年1月21日廃止)

第98条 (1947年1月21日廃止)

第99条 (1947年1月21日廃止)

第100条 (1947年1月21日廃止)

第101条

1926年9月1日から、何らの変更および修正も行われることなく、大レバノン国家は「レバノン共和国」の名称を有する。

第102条 (1943年11月9日改正)

本憲法に反するすべての法規定は廃止される。

(訳：アダル・ラジャ)

解 説

アダル・ラジャ

1. はじめに

レバノン共和国憲法は委任統治のレバノンで1926年5月23日に公布された。その後、9回の改正がなされたが、その中でも重要な改正は、二つの政治変動と深い関係を持っている。すなわち、ひとつは、1943年のフランスからの独立に伴う、同年11月9日、1947年1月21日の憲法改正、そしてもうひとつは、1975年から90年までの16年におよぶ内戦の終結に伴う1990年9月21日の改正である。

19世紀のレバノン山脈は、高い自治性を持ったオスマン朝の一地方であった。19世紀の後半までレバノン山脈は、オスマン朝、地方統治者、それぞれの宗派指導者という三つの異なるレベルの法の支配下にあった。また、19世紀後半以降、その統治制度は近代化された。1861年から1915年までのムタサリフィーヤ制度の下、オスマン朝知事は徴税・徴兵などの権限を有しており、高級官僚を地方統治者たちの中から任命した。そして、それぞれの宗派から選ばれた12人の代表者からなる議会から助言を受けた。その代表議会は、レバノン山脈の宗派共同体から代表者が選ばれていた。すなわち、マロン派4人、ドルーズ派3人、ギリシア正教2人、カトリック正教1人、スンナ派1人、シーア派1人であった。

1918年にオスマン朝が敗北した際に、フランスはレバノンを占領した。その後、1920年に委任統治国となり、「大レバノン」を建国した。レバノン山脈のみを領土とする「小レバノン」は独立国家としては経済的に自立することが不可能であったため、北南東で新しい領土が加えられ、現在の地理的なレバノン国家になった。1920年の建国以降、1926年に憲法が制定され、フランスからの独立に伴う改正、そして内戦終結に伴う改正が行われた。こうした憲法改正と、「第2共和国」と呼ばれる現在の政治体制とは、密接な関係を持つのである。

2. 憲法の制定

委任統治国フランスはレバノン憲法に影響を与えるのみならず、「大レバノン」の成立に決定的な影響を与えた。1923年から在レバノンのフランス高等弁務官およびフランス外務省が憲法草案の起草を始めた。しかし、レバノンにおいて高等弁務官に対する不信が募り、

1925年6月に、フランス国会議員、フランス人憲法学者を中心とする草案委員会が、外務省の外局として設立された。

1925年7月に始まったシリア大反乱により、シリア各地で反仏運動が起こった。委任統治国フランスはその運動がレバノンに拡大することを恐れ、より一層の自由を保障する憲法草案を承認した。これを受けて、1925年12月から1926年5月の憲法公布までの間、オスマン朝支配のムタサリフィーヤ時代に生まれたレバノン代表議会は憲法制定会議を設置した。憲法制定会議は、レバノンの重要な社会的勢力・人物に対して、政治体制についての質問を行った。全210部の質問状の内、132部のみが有効回答として憲法制定会議に戻された。多数派であったマロン派キリスト教徒は憲法制定を要求していた。一方、重要な少数派であったスンナ派ムスリムは、新たに建国された大レバノンよりもシリアとの統一を要求したが、その要求は無視され、1926年に憲法は起草された。

レバノン憲法は制定直後、1927年10月17日に最初の改正が行われた。1926年の憲法における上下二院制を一院制に変更、上院に関する条項の大部分を削除した(16、17、19、23、26-35、37-49、51-53、55-59、66-69、73-76、78-80、84-87条)。1947年1月21日の憲法改正は残存する上院についての条項、および上院の設立計画についての条項を削除した(96、98、99条)。すなわち、1926年の憲法制定から1947年の改正までの間、レバノン憲法には上院設立計画についての条項があったが、実際には上院は存在しなかった。1947年の改正で、上院に関する条項が憲法から削除されたが、後述する1990年9月21日の憲法改正では、宗派制度の一部として上院設立計画が再び憲法に明記された。

フランス第3共和国憲法は、1875年に承認されたいくつかの制定法からなる憲法である。フランス憲法中の1875年2月25日の制定法および1875年7月16日の制定法をレバノン憲法と比較すると、次のような類似点が挙げられる。まず、2月25日制定のフランス憲法との類似点についてみてみたい。大統領選についてのレバノン憲法49条はフランス憲法2条と、大統領執行権についての51条は3条と、大統領の国会議解散権についての55条は5条と、大統領の反逆行為についての60条は6条と、大統領の死亡の場合についての70条は7条との類似点が見られる。上下二院制についてのレバノン憲法16条はフランス憲法1条と、大統領および国会議員の法律提出権についての18条は3条と、政策に対する内閣の責任についての66条は6条と、憲法改正に関する提出権についての76条および77条は8条と、国会議員から選出される高等法院についての80条はフランス制憲法の9条との類似点が見られる。

次に、7月16日に制定のフランス憲法との類似点についてみる。大統領が国会を延期する権利についてのレバノン憲法59条はフランス憲法2条と、新大統領選出手続きについての73条および74条は3条と、大統領が法令を公布する権限についての56条および57条は7条と、大統領の条約締結権についての52条は8条と、大統領弾劾について60条は12条との類似点が見られる。国会に関しては、国会会期についての31条および32条は1条と、大統領の臨時国会召集権についての33条は2条と、国会の会期外召集の違法性についての31条は4条と、国会議員が国会議員資格を審判する権限についての30条は10条と、国会議長、副議長、書記の選出についての44条は11条と、国会議員の処罰および逮捕についての39条および40条は14条との類似点が見られる。内閣に関しては、大臣が国会に出席し発言する権限についての67条は6条と、国会が大臣を弾劾する権限についての70条および71条は12条との類似点が見られる。

フランス以外にも、レバノンの1926年憲法はベルギー憲法との類似が見られる。ベルギー憲法における上下二院制（第1章）および財政（第4章）に関する規定からの影響も見られる。さらに、国家による自由および人権の保障について、アメリカ合衆国権利章典からの影響も指摘される。すなわち、レバノン憲法の「第2章：レバノン国民、その権利と義務」に述べてある市民的及び政治的な権利(7条)はアメリカ合衆国権利章典と比較すると、レバノン憲法における自体の自由の保障についての8条および所有権の保護についての15条はアメリカ合衆国権利章典の5章典、絶対良心の自由の9条および思想及び著作の自由、出版の自由、集会の自由、結社の自由についての13条は1章典、住居不可侵についての14条は4章典からの影響が指摘できる。しかし、レバノン憲法の10条で述べられる各宗派が自らの私立学校を設立する権利は、後述するようにレバノン憲法における特有な自由といえよう。

レバノンではこうしたさまざまな自由が憲法で明記されたのみならず、実際に、独立後のレバノンはアラブ世界の中でもっとも自由な国として認められていた。ベイルートは出版、政治活動、金融、リゾート、賭博、教育の重要な中心となった。そこでは、政治的自由が経済的自由と密接な関係を持っていた。1990年9月21日の改正まで憲法に明記されることはなかったが、政治および経済の自由はレバノンの基本的なアイデンティティと密接に関わるものである。

3. 憲法の改正過程

レバノンの憲法を改正する方法としては、憲法に記述される改正および憲法付則によるものがある。憲法改正は憲法における条項を削除、付加、変更するが、憲法付則は詳しい規定を付則として憲法に加える。例えば、憲法の 19 条の最後では「憲法審議会の組織、機能、構成、審査請求は、法律により定められる」と述べられており、憲法の条文外の憲法付則 250（1993 年 7 月 14 日制定）、および憲法付則 516（1996 年 6 月 6 日制定）により、憲法審議会が設立された。憲法 30 条の最後では、「憲法審議会が設置され、審議会に関する法律が施行されれば、本条項は取り消される」と述べられており、憲法審議会の設置によって、30 条が削除された。つまり、憲法付則は憲法そのものではないし、憲法より詳しく記述されるが、憲法の本文と密接な関係を有する。

独立時および内戦後の憲法改正を説明する前に、憲法における大統領選に関する規定の例外的な改正に触れたい。1 期に限定される大統領任期の憲法の規定は、独立後最初の大統領選において現職大統領の再選を可能とするために、1948 年 5 月 22 日に例外的に改正された（49、73 条）。1976 年 4 月 24 日の憲法改正では、内戦勃発後の大統領選を繰り上げるために 73 条を一時的に改正した。また、1995 年 10 月 19 日の改正ではハラウウィ大統領の任期を延長するために、また 1998 年 10 月 13 日の改正ではラフフード將軍を大統領に選出するために、49 条を例外的・一時的に改正した。つまり、レバノンにおける「例外的・一時的な」改正はこのように頻繁に行われものであり、政治過程の一部であると言えるだろう。大統領、国会、首相、内閣が改正について合意し、憲法に定められた改正の要件を満たせば、一時的改正は可能である。

4. 独立に伴う憲法改正

レバノンの 1926 年憲法において、フランスの統治については、第 5 章の「委任統治国と国際連盟に関する条件」を中心に述べられている。また、委任統治時代のレバノン国旗は、フランスの中央の白条に、レバノン杉が描かれていた（5 条）。公用語はアラビア語の他に、フランス語であった（11 条）。

しかし、1943 年に、スンナ派ムスリムを中心とする全国的な独立運動によって、レバノンはフランス支配から独立した。1943 年 9 月 11 日の憲法改正では、委任統治に関する 90 条、91 条、92 条、94 条が削除され、95 条、102 条が改正された。外交関係を委任統治国家に委任するとした 93 条は 1947 年 1 月 21 日の憲法改正により削除された。また、国旗

は新たに制定され、アラビア語が唯一の公用語とされた。

また、1943年の国民協約で、ターイフィーヤ（宗派制度）が確立された。それまでの歴史において、レバノンに共存する17の公認宗派は、オスマン朝時代にミッラ、つまり宗派社会共同体によって自治性を法的に有した。その社会制度は宗派単位に基づき、その中で多くの宗派は独立性の高い共存を続けた。これは、オスマン朝の国家制度だけではなく、当時のレバノン人の意識も反映していた。オスマン朝の終焉後、このような意識は西洋式国民国家の原理の枠組にはめ込まれ、現代のレバノン宗派制度が生み出された。1925-1926年に行われた上述の憲法制定会議による調査結果では、132部の有効回答の内、121部は宗派制度に基づいた政治体制を要求した。

1926年の憲法では、上院はすべての宗派共同体を等しく代表したが（96条）、実際には上院は設立されなかった。前述したように1927年10月17日の憲法改正は、上院に関する条項の大部分を削除し、1943年9月11日の憲法改正は、上院についての最後の条項である宗派分配に関する96条を削除した。このようにして、憲法において宗派制度を明記する条項はなくなった。

1943年、レバノン独立後の初代大統領フーリー（マロン派キリスト教徒）と初代首相スルフ（スンナ派ムスリム）は、不文律である国民協約に合意した。国民協約では、宗派ごとの公職の分配が決定された。国会では、まずキリスト教徒とムスリムの比率が6:5とされ、これに基づいて、キリスト教徒およびムスリムの内部におけるそれぞれの宗派ごとの国会議席数が決定された。この宗派制度に基づく比例的な公職の配分は、政府全体にも適用された。大統領はキリスト教徒マロン派、首相はスンナ派ムスリム、国会議長はシーア派ムスリムなど、政府要職および高級官僚の任命にも適用された。1943年11月9日に改正された憲法の95条では、「一時的に、正義と協調のため、国家利益を侵害しない限りにおいて、官僚への任命および内閣組閣時の大臣への任命を通じて、宗派は正当に代表される」とされており、こうした宗派制度は憲法に反するものではない。国民協約における宗派制度は、1943年から1990年までの間には、95条以外を除いて憲法には明記されていなかったが、その存在については周知のことであった。

5. ターイフ協約および内戦後の憲法改正

1974年から1990年のレバノン内戦は、国民協約の改正を巡って行われたと言っても過言ではなかろう。国民協約における宗派制度に基づく公職の分配、および宗派制度そのも

のの存在意義を争点とする戦争であったのである。この内戦によって、国家権力は著しく弱体化し、国会選挙も 1972 年以降実施されることはなかった。

1989 年、1972 年の最後の選挙で選出された議員の多くがサウジアラビアのターイフ市に集まり、宗派制度の改正およびその廃絶を中心としたターイフ協約に合意した。1990 年 9 月 21 日の憲法改正は、ターイフ協約のほとんどの項目を憲法に適用し、それまでのレバノン憲法に前文と詳細な規定を追加した。内戦期にレバノンが軍閥および宗派によって分割されたため、憲法前文においては、レバノンの「統一した領土」(A) およびレバノン全土に適用される「法律の保護」(I) が述べられ、全国民共存の原理が強調された (J)。さらに、前文は、レバノンのアラブ帰属意識 (B)、政治体制 (E)、経済体制 (F) などを以前よりも詳しく明記した。

また、1990 年に改正された憲法は、宗派制度廃絶のために 2 段階的なアプローチを取っている。まず、宗派制度が厳しく批判され、その「廃絶は国家の基本的目標」であると述べられる (前文 H)。憲法 95 条において、その廃絶のため計画が示され、「移行計画に従って、必要な手段を講じなければならない。そのために、国家委任会が設立される。その主宰は共和国大統領であり、国会議長および首相の他に、政治的、思想的、社会的な重要人物を含む。この委任会の目標は、宗派制度を確実に廃絶する手段の研究および提案であり、国会および内閣に法案を提出し、移行計画を継続的に実行する」と述べられている。20 世紀のレバノンでは、宗派制度への批判は多かったが、このように憲法に明記されることは非常に画期的なことである。ターイフ協約に同意した議員は宗派制度を内戦の主要原因と考え、宗派制度の廃絶を重視し、憲法への明記を強く望んだのであった。

宗派制度の廃絶は長期にわたる計画である。宗派制度は政治的な現象であるのみならず、社会制度をも反映しているため、その廃絶は憲法改正のみでは不可能であった。そのため、内戦を終わらせるために、2 つの原則が憲法に新たに加えられた。まず、国会議席は 1) 「ムスリムとキリスト教徒の間で」、2) 「ムスリムとキリスト教徒それぞれにおける宗派によって、比例代表的に」、3) 「地方によって、比例代表的に」分配される (24 条)。さらに、国会だけではなく、第 1 級公務員がムスリムとキリスト教徒の間で分配され、内閣において宗派は「公平に」代表される (95 条)。つまり、ターイフ協約に基づいた 1990 年 9 月 21 日の改正は、宗派制度を批判すると同時に、内戦を終わらせるための宗派分配を初めて憲法に明記したのである。これは、「移行期」の措置として制定されたが、その「移行期」の意味は現在のレバノンでは多様に解釈されている。

1990年9月21日の憲法改正が決定したもうひとつの原則は、政府関係の変更である。1943年の国民協約によって、レバノンの宗派制度は大統領、首相、国会議長はそれぞれ、马龙派キリスト教徒、スンナ派ムスリム、シーア派ムスリムに配分される。同時に、憲法において、大統領職、首相職、または国会議長職はそれぞれ法律により定められている権威を与えられている。1990年9月21日の憲法改正により、大統領、首相、国会議長の権限が変更され、各宗派のあいだの勢力関係も変化した。この結果、キリスト教徒がフランス委任統治時代から内戦まで有した国家権力における覇権が終わった。大統領の権限が弱まり、首相、国会議長、内閣の権限が強まった。この憲法改正は、次のとおりである。大統領の法律執行に関する権限が弱められる(51条)。大統領が首相を任命する権限は国会議長および国会議員と共有する(53条2節)。大統領は臨時国会を召集する権限を首相と共有する(33条)。国際条約の交渉に関して、大統領は首相との同意、内閣の賛成、さらに特定の場合には国会の承認が必要である(52条)。大統領の判断は首相の副署を得る必要がある(54条)。予算案について、国会が会期中に議決しなかった場合、大統領は首相、内閣と予算執行の権限を共有する(86条)。内閣の任命について、大統領は首相と同意する必要がある(53条4節)。国会の解散について、内閣の権利が強められた(55条)。法律の提出権を大統領と国会から、国会と内閣へ移す(18条)。

以上からも明らかなように、1990年9月21日の憲法改正は、大統領の権限を首相、国会・国会議長に与えるのと同時に、第4の権力として内閣を成立させた。つまり、憲法の第2部第4章は「執行権」について、大統領、首相、内閣という三つの機関を述べている。1990年の改正以前に大統領が有した執行権は、改正以降の憲法65条により内閣に移管され、「内閣は執行権を有する」と述べられている。65条により、軍隊は内閣に属し、内閣はさまざまな権限を有するようになった。内閣にはさまざまな宗派が代表され、他の機関と同じように、1つの宗派のみを代表するものではない。内戦後の1990年の改正で大統領がそれまでの強大な権限を失ったことは、すなわち、大統領職を独占してきた马龙派キリスト教徒が政治的な覇権を失ったということである。

1990年の憲法改正では、「移行期」の後に宗派制度を廃絶することが目的とされ、宗派制度に基づかない最初の全国選挙とともに、「すべての宗教共同体を代表する上院」の設置が求められている(22条)。この条項は新しく加えられたものではなく、1927年10月17日の改正で削除された憲法22条の復活である。このようなレバノンにおける政治制度の改正が行われるなら、レバノンの政治過程および権力関係は大きく変わるのであろう。

6. 現代レバノンにおける憲法改正

現在のレバノン社会における憲法改正論はさまざまである。21歳から18歳への投票年齢の引き下げの他、議論の大部分は宗派制度の継続、改正、廃絶に関わる問題である。ハラール大統領は他宗派との結婚を可能にする改正を試みた。レバノンでは、社会的身分法は宗教社会共同体によるため、結婚契約も宗教社会共同体により管理されている。国内で、他宗教所属者と結婚契約を法的に結ぶのは非常に困難である。憲法9条および19条に明記される社会的身分は、結婚契約にかかわるのみならず、宗教社会共同体が社会的身分に関して持つ権利全体にかかわるものなのである。もし、他宗教所属者との結婚契約が可能となれば、宗教社会共同体の社会的身分に関する権利全体が損なわれる恐れがあるのである。

これまで、レバノン憲法においては、大きな政治変動の後に、憲法改正が連続して行われてきた。1926年の憲法制定直後に行われた1927年および1929年の改正は、憲法改正直後の一連の改正としてみなすことができる。同様に、1943年の独立直後に一部改正が行われ、その後1947年にも改正が行われたが、これら2回の憲法改正も独立直後の一連の改正として考えられる。したがって、ターフ協約後の1990年の大きな憲法改正を経た今後も、新たな憲法改正が行われことが考えられよう。1990年の改正に関して、内戦後の政治制度、およびシリアの影響を認めるターフ協約についての議論は、現在レバノンで活発化している。ターフ協約に基づいた1990年の憲法改正を批判する運動は、必然的に憲法改正を要求している。しかし、1990年に改正された憲法では、レバノンの宗派制度が廃絶された時点で、憲法における「移行期間」に関する条項を削除し、上院設立に関する条項を加える必要がある。つまり、憲法改正の必要性そのものは、1990年の憲法改正において既に述べられているのである。レバノン憲法は、いずれの方向に議論が展開するにせよ、重要な憲法改正が近年中に行われると予想できるのである。